



# 1. 住宅用火災警報器

設置義務化(H23.6~)から10年以上経過しましたが、みなさんのお宅には住宅用火災警報器が設置されていますか？

## ・設置が必要な場所

すべての寝室(子供部屋なども含む)、階段踊り場(2階以上に寝室がある場合)

## ・定期的な作動確認

ボタンを押したり、ひもを引いたりして、3ヶ月から半年ごとに点検をしましょう。

## ・定期的な交換(10年を目安)のすすめ



# 2. 草焼きが原因の火災が多発

山口市では、「草焼き」や「ごみ焼き」などの「野焼き」による火災が多く発生しています。全国的にも、「野焼き」の不注意等により大規模な林野火災(山火事)となり、甚大な被害をもたらしていることから、以下のことに注意をお願いします。

※農業などの例外を除き、「野焼き」は、法律で原則禁止されています。

- ・乾燥注意報や強風注意報発令中は、あぜ焼き・草焼きを控えましょう。
- ・なるべく1人で行わず、複数人で実施しましょう。
- ・水バケツ、消火器など消火用具を準備し、火のそばから離れないようにしましょう。
- ・一度に広範囲は行わず、小分けにして行いましょう。
- ・終了時は、火が完全に消えたことを確認しましょう。
- ・万が一、火災が発生した場合は、無理して消そうとせず119番通報しましょう。



(問合せ) 山口市消防本部 予防課予防担当  
☎083-932-2605

